

障害者基本計画(第4次) 目次案

平成29年2月24日

はじめに

I 障害者基本計画(第4次)について

1. 位置付け

2. 対象期間

3. 構成

4. 障害者権利条約との関係

- (1) 障害者権利条約の概要
- (2) 障害者権利条約の基本的な考え方
- (3) 障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係

II 基本的な考え方

1. 基本理念

2. 基本原則

3. 各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会全体におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- (4) 障害特性に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進
 - ① 計画(Plan)
 - ② 実行(Do)
 - ③ 評価(Check)・改善(Act)

4. 施策の円滑な推進

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
 - ① 重点的に理解促進等を図る事項
 - ② 理解促進等に当たり配慮する事項

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 生活環境の整備

- (1) 障害者に配慮した住宅の確保
- (2) 障害者が移動しやすい環境の整備等
- (3) 障害者が利用しやすい施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 障害者に配慮した情報提供の充実等
- (3) 障害者の意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のバリアフリー化の推進

3. 安全・安心の実現

- (1) 障害者の防災対策の推進

- (2) 障害者に配慮した復興の推進
- (3) 障害者の防犯対策の推進
- (4) 消費者としての障害者の保護

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 障害者の権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 障害者向け相談支援体制の構築
- (3) 障害者向け在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 障害者の保健・医療の充実等
- (3) 障害者の保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 障害の原因となる難病等に関する施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における障害者への配慮等
- (2) 選挙等における障害者への配慮等
- (3) 行政機関等における障害者への配慮及び障害者理解の促進等

- (4) 国家資格に関する障害者への配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 障害者の総合的な就労支援
- (2) 障害者の経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 障害のある子供の教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害者支援の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 障害者の文化芸術活動、余暇・レクリエーションの振興
- (2) 障害者スポーツの振興、パラリンピックに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

おわりに ～障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた今後の長期的課題～

(別表) 障害者基本計画関連成果目標

(以上)